

平安貴族社会における女房集団の変容と漢才の行方

野田有紀子

はじめに

道長子女に奉仕する女房集団には、絶対的政治権力と別格の家格を確立した道長の主導によつて、摂関・大臣・公卿の子女が上臈女房として相次いで召し加えられるようになる。女房集団秩序は一時的に動揺するもののしだいに再構築され、院政期に至ると家格による厳格な身分秩序が浸透した。しかしながら従来、女房集団をおもに構成していたのは家司や受領など諸大夫層を中心とする中臈以下の女房であり、上臈女房の割合が増加し家柄も上昇するにつれて、女房の採用・職務・待遇などの職場環境に少なからぬ変化を生じさせたことが予想される。また中臈以下の女房のなかには、文人家庭出身者などが漢文学や漢籍の知識と教養をもつて採用されたり、職務上でも漢才を活かし評価を受けたりする者が登場したが、そうした漢才発揮および評価にも何らかの影響が及んだのではないだろうか。

そこで本稿では、摂関期から院政期にかけての女房集団身分秩序の厳格化が、いつごろ何を契機に開始されたかを確認した上で、女房の採用・職務・待遇などの職場環境にもたらした変化を明らかにする。そして最後に、女房集団をめぐる職場環境の変容が、女房による漢才発揮および評価に与えた影響について論じたい。

一 女房集団における身分秩序厳格化の契機

后宮女房集団における身分秩序の厳格化は、いつごろ何を契機として始められたか。その手がかりとなるのが、女房装束の規制である。道長の長女彰子は長保元年（九九九）に十二歳で一条天皇の女御として入内した際、「四位・五位の女」すなわち諸大夫層出身者など「女房四十人・童女六人・下仕六人」を供としたが、女房は入内後、一様に「同じき大海の摺裳、織物の唐衣など」を着用していたとい⁵う。

ところが翌二年、彰子が立后し中宮として初参内する際は、女房の装束が身分にしたがつて明確に区別されることとなった。「このたびは女房の唐衣なども品々に分れて、けぢめけざやかなるほどぞ、いとほしげなる。おしなべてありしをりは、目とどまりても見えざりし織物の唐衣どもの、今見れば、文けざやかに浮きたるもめでたく見え、さもあらず人がらなどはわるからぬも、また心のかぎりしたる無文などは、いと口惜しくなむ」。すなわち、今回は唐衣なども身分によって分けられ区別が明確とされたため、気の毒な目に遭った女房もいた。織物の唐衣は許された身分の女房のみが着用し、文様が鮮やかに浮き出て立派に見えた一方、そうでない身分の女房は許される範囲で趣向を凝らした無文の唐衣などを着用しているものの、見栄えがせず本当に残念な感じであった⁶（『栄花物語』巻六・かやく藤壺）。

立后を契機として装束の別が厳格化されることは、のちに道長次女・妍子の例でも見える。妍子は寛弘元年（一〇〇四）尚侍に任じ、同七年に東宮（居貞親王）へ参入、「年ごろの人の妻子（長年、道長家に奉仕してきた者の妻や娘）など「大人四十人・童女六人・下仕四人」が供をしたが、女房たちは「そこの女房えもいはぬなり装束にて、えならぬ織物の唐衣を着、おどろおどろしき大海の摺裳どもを引き掛けわたし」のごとく、すばらしい織物の唐衣を着用し、豪勢な大海の摺裳を一同腰にまどつて集っていた（巻八・はつはな）。

これが寛弘八年の三条天皇即位後、妍子が女御とされ、ついで翌年二月に中宮として立后すると、その女房の装束

が身分にしたがつて厳しく区別されるようになる。それまでは「年ごろの女房たち上中下のほどなどの、わきがたう思ひ思ひなりつるほど（古参女房は身分の区別ができないほど思い思いに着飾って仕えていた）」が、「何ごとも心苦しげに、うちうちなづましげなりつる人も、事かぎりありければ、織物の唐衣を着、年ごろめでたうしたり顔なりつる人も、にはかに平絹などにて、いと心やましげに思ひたるもをかしきに」のごとく、それまで身分は高いが物事が順調に運ばず豪華な衣装を着られなかった上臈女房が規則通りに織物の唐衣を着用し、逆に日ごろ立派に着飾って誇らしげだった中臈以下が急に平絹の唐衣を着ることになって不満そうであった。当時、公卿子女でありながら女房として出仕する者は、「近代太政大臣及大納言巳下息女、父薨後、皆以宦仕、世以為レ嗟。但父未レ死之前宦仕、參議正光女外未レ聞之事也7」のように父が故人、もしくは妾腹等の理由により経済的・社会的に後ろ盾が乏しく、装束を整えるのも苦勞するなど女房集団内で不利な立場にあったのだろう。たとえば、近親者に参議がいると思しき「大宰相の君」も、これまで「おばおとど（御婆大殿）」などというあだ名を付けられ後ろ指を指されていたが、この日は「いとけざやかにえもいはぬ葡萄染の織物の唐衣など」上臈女房としての晴れがましい出で立ちで控えていた。一方、道長家に長く奉仕してきて顔が効き、しかも親が受領などで経済的に豊かで、これまで贅の限りを尽くして織物の唐衣を着用していた「われはと思ひたりつる」女房たちは、中臈以下の身なりしか許されず自立たなくなってしまう。妍子が尚侍および女御であった時は、女房集団内の立場は年季が優先されたようで、道長家に長年仕えた女房たちは我が物顔で振る舞っていたが、「品々わきたまへるほどなど、げに公とならせたまひぬるは、ことなるわざなりけり」のごとく、立后したことで妍子は「公人」とみなされ、男性貴族社会と同様に、女房集団身分秩序の厳格化が進められることになった（巻一〇・ひかげのかづら）。

彰子の場合も、立后後に「公人」とされたことを契機として、男性貴族社会と同様、その女房集団においても道長一家を頂点とする家格秩序に従った序列化、身分秩序の厳格化が図られたと考えられる8。上臈と中臈以下との身分格差が、織物の唐衣の着用可否によって明確に可視化されたことは、彰子女房集団だけでなく、貴族社会全体にも周知

されたであろう。寛弘七年に故准大臣藤原伊周女（周子）が中宮彰子のもとに上臈女房「帥殿の御方」として出仕しているが、この時点までに道長が絶対的な政治権力および別格の家格を確立し、さらに彰子が中宮という公人の身分に昇ったことで女房集団身分秩序の厳格化が進められていた。すなわち、上位階層女性でさえも半強制的に女房として召し出せる絶対的政治権力と、高貴な上臈女房としての家格に応じた特別待遇をもって迎え入れられる職場環境の、二つの条件が備わっていたことになる。

なお、妍子立后後、寛弘九年閏一〇月の三条天皇御禊行幸において、座次を出車後方に下げられた妍子女房が、主人への当てつけに後ろの簾を下ろしたまま渡つたが、この態度に対して、「主の思し召さむところも知らず、男はえしかあるまじくこそは、べれ（男性）だつたらとてもそんなことはできない」と非難されている（『大鏡』雑々物語・道長）。男性官人であつたら到底許されないであろう主人への当てつけ行為が女房の場合は許容されているのであり、男性貴族社会の身分秩序が当時まだ女房集団には充分浸透していなかつたことを示唆するものである。妍子立后の際にも織物の唐衣の可否によつて女房たちに「品々わきたまへる（それぞれの身分をはつきりさせた）」のだが、その際も中臈以下の女房の間には、「心には誰もやすからず言ひ思へど、ともかくもえ啓せて、心の中のみむせわたるほども苦しげなり」と、心中には強い不満や反発の気持ちが続けていたという。女房集団身分秩序の厳格化は一時では達成されず、次章以降で考察するように、このあと院政期に至るまで徐々に浸透が図られていくのである。

二 女房採用条件の変遷

后宮や女御に仕える後宮女房には、入内後その都度追加採用される場合もあるが、まずは入内の供として所定員数を備える必要があつた。そのため入内準備の一環として、障子や屏風などの調度品や絵物語を誂えるとともに、しか

るべき女房が選び集められた。その具体的な採用条件は、『うつほ物語』（一条朝初期までに成立）あて宮に、左大将の娘「あて宮」の東宮参入準備として、「御供人、大人四十人、みな四位、宰相の娘、髪丈にあまり、丈よきほどに、手書き、歌詠み、琴、琴弾き、人のいらへすること、みな上手、歳二十余のうち（中略）。童六人、五位の娘、十五歳のうち、かたち、するわざ、大人のごとく（中略）。下仕へ八人、（中略）侍の娘。樋洗まし二人」とあつて、女房は四〇名、四位か参議の娘で、髪が長く身長もほどよく、書道・和歌・琴に巧みで、応答も得意な、二十歳過ぎまでの者を揃えたと見える。

この員数は、長保元年（九九九）、彰子が女御として入内した際の、「女房四十人・童女六人・下仕六人」とほぼ同数であり、一条朝初期以前には例となっていたものらしい。^⑨ 彰子女御入内時の女房採用条件は、「かたち、心をばさらにもいはず、四位・五位の女といへど、ことに交らひわろく、成出きよげならぬをば、あへて仕うまつらせたまふべきにもあらず、ものきよらかに、成出よき」のごとく、容姿や人柄はもちろん、四位・五位という諸大夫出身でも、世間つきあいが悪く育ちの良くない者は避け、気品があり育ちの良い者だけが厳選された（『栄花物語』巻六・かかやく藤壺）。

寛弘七年（一〇一〇）、妍子東宮参入時に備えられた「大人四十人・童女六人・下仕四人」も、「年ごろの人の妻子（長年、道長に仕えてきた者の妻や娘）」であつたように、従来、后宮や女御などに仕える女房は家司や受領など下級貴族子女が中心であつた。彰子や妍子の場合も入内当初は、おもに道長家に長く仕えてきた諸大夫層の妻や娘のなかで器量や人柄などがすぐれた者を例通りに揃えることに重心が置かれた。ただし当時は受領階層子女でも女房出仕は敬遠されており、道長子女の内内でも女房を規定どおり揃えられるかが心配されているほどである。^⑩ ましてや、摂関・大臣・公卿など上流貴族の子女にとっては、后宮女房として出仕することは極めて不名誉で忌避すべき行為と認識されていたため、本人や家族からの大きな抵抗をともなつた。それゆえ道長側も十分な配慮が不可欠であり、身内の男性貴族に政治的圧力をかける一方、本人や母親に宛てて彰子やその母倫子が書状を送つて説得するなど、硬軟取り混

ぜ手間暇をかけて丁重に招く必要があった。

やがて貴族社会の女房出仕に対する意識は、「いと憂きこと」から「今の世の人は、さのみこそは出でたて（誰もが進んで出仕したがるもの）」へと変化し（『更級日記』長暦三年、一〇三九）、上流貴族子女の出仕に対する抵抗感も薄れて、入内準備時から上臈女房としての出仕希望者が跡を絶たなくなった。たとえば、万寿四年（一〇二七）の禎子内親王東宮（敦良親王）参入時には、「参らん参らんと案内申しつる人々」が相次いだため一部のみ採用し、上臈女房でさえ禎子内親王に気に入られないのも気の毒なので採用を見送った者がいたほどであった（『栄花物語』巻二八・わかみづ）。

さらに永承五年（一〇五〇）に関白頼通女寛子が後冷泉天皇の女御として入内する際、「さるべき人人の女競ひ参り、いみじうめでたし。殿のかく御心に入れさせたまへることと思ふべかめれば、かしづく人の女、妹参らぬなし。女房の装束など、いひつくすべき方なし。公信の兵衛督の女の御腹の、故藤民部卿（斉信）の女参りたまへり。実基の中将、今は尾張守といふが女、源民部卿の子の信濃守の女など、君達の女いとあまた参れり。それならぬも多かれど書かず。諸大夫の女などは数へつくすべくもあらず」のごとく、しかるべき名家の女が競うようにして出仕し、大切に養育している相当の家の女や姉妹で出仕せぬものはないほどであり、公卿であった故藤原斉信女や殿上人の女が大勢出仕したため、諸大夫の女などは数え尽すこともできなかったという（巻三六・根あはせ）。女房採用の重心が、従来の諸大夫層から、公卿・殿上人といった上中流貴族層へと移っているのである。

道長主導で推進された后宮女房の出身身分引き上げは、後三条天皇および白河天皇の個人的な意向によって、さらに対象範囲が拡大される。延久三年（一〇七一）、後三条天皇は寵愛する女御源基子が生んだ皇子（実仁親王）に、「若宮の御乳母のさぶらふはさるものにて、やむごとながらん人をがなと思しめて召し出づ」と、高貴な身分の乳母を加えたいと思い、少納言実宗の妻で資成の女、遠江守家範の妻で丹後守公基朝臣の女、女御の伯父忠俊の刑部大輔の妻、常陸前司基房女（閑院大将朝光孫）といった、「君達の妻」を召し出した。これ以前にも、すでに女房として出仕し

ている公卿子女がそのまま乳母を拜命する例はあったが、新たに「君達の妻」が召し出されることは前代未聞であった。かつて道長が外孫敦成親王（後一条天皇）の乳母として、丹波中將源雅通（妻倫子の甥）の妻を「さいなみて召しけれど（無理やり召し出そうとしたが）」、雅通は「さりとて出したててはえあらじ（そうはいつても妻を乳母として出仕させるのは面目が立たない）」として、子供は全員一条殿に移して離縁したため、乳母として参上することはなくなつたという（巻三八・松のしづえ）。

道長子女所生皇子の乳母は道長家司の妻などから採用されたが、女房集団での乗車順や装束は上臈女房並みの待遇を与えられた。長元四年（一〇三一）上東門院（藤原彰子）石清水詣では、女院御車の尻に源大納言（源伊陟）女の宣旨とともに天皇乳母の大式三位が乗車し（巻三一・殿上の花見）、万寿四年の禎子内親王の東宮参入時には乳母と上臈女房が二重織物の表着を着用した（巻二八・わかみづ）。そのため『枕草子』でも、「うらやましげなるもの」（一五二段）として天皇や東宮の乳母をあげ、「身をかへて天人などはかやうやあらむと見ゆるものは（生まれ変つて天人など）はこうもあるうかと思えるものは」（二二九段）では、普通の女房として仕えた者が乳母になつて、唐衣や裳も着けずに御前に添い臥し御帳内を居場所にし、ほかの女房を呼び使つて羽ぶりをきかせている様子を羨望している。

しかしながら乳母も、あくまでも道長家司妻など諸大夫層出身者であつたため、道長家からの扱いは中臈以下の女房と大差ない面もあつた。摂関家やその子女に仕える女房は、摂関家子弟のお手つきになることが少なくなかつたが、乳母もそうした愛人候補になりうる存在であつた。兼家は北の方亡き後、娘の女御超子に仕えていた女房の大輔を「権の北の方」として寵愛したが、「冷泉」院の二・三・四の宮の御乳母たち、大式の乳母、少輔の乳母、民部の乳母、衛門の乳母、何くれなど」が大勢仕えているがそれには目をくれず大輔だけを寵愛したとあり（『栄花物語』巻二・花山たづめる中納言）、超子所生皇子の乳母たちも兼家の愛人候補としてあげられている。乳母とはこうした軽んじられた扱いを受けかねない立場であつたため、君達が妻を乳母として出仕させることは大いに面目を損なうものであり、道長ですら遂行が阻まれたが、それを後三条天皇が成し遂げたというのである。

つづく白河天皇は、承暦二年（一〇七八）の齋宮媞子内親王御禊に際し、女房二〇名として、「さるべき人々の女のかしづくを（しかるべき身分で親から大切にされている娘）」をみな召し出した。「いみじう惜しみ、さまさまの障りを申せども、親々をさはさいなめば（ひどく嫌がつてさまさまに不都合を申ししたが、親を責め立てたので）」全員参上することになり、「中に物引きなどして、見えかはさでぞありける（幕を引いてお互い見えないようにした）」という。このとき強制的に召し出されたのは、小一条院の信宗中将（源信宗）女、帥大納言（経輔、藤原隆家次男）男撰津守師家の女、小野宮中納言（藤原頼宗の長男・兼頼）男出雲守宗実の女などであり、「かやうの君達の親あるをみな召し出で」たため、「諸大夫などのはいふべきにもあらず（言及するまでもない）」ほどであった（巻三九・布引の滝）。

女御源基子は後三条天皇の寵妃で、所生の実仁親王はのち東宮に立てられる。また、齋宮媞子内親王は白河天皇の「第一最愛之女」鍾愛の皇女で、准母立後の例を開き、「天下威権只在此人¹⁵」とまで評された。それぞれ天皇個人のとくに強い意向によつて、高貴な女性を愛児に奉仕させようとしたものである。かつて絶対的政治権力を掌握し別格の家格を確立した道長は、撰関・大臣・公卿の子女を上臈女房として半強制的に召し出すことで、撰関家を頂点とする家格秩序を女房集団内部にまで浸透させようとした。後三条天皇および白河天皇が愛児の乳母や女房として高貴な女性を召し出したことは、撰関家に替わる新たな権勢の担い手が登場したことを当時の貴族社会に強く印象づけるものであっただろう。

三 職務・待遇をめぐる女房集団の内部格差

では、上臈女房の採用拡大および女房集団身分秩序の厳格化は、女房の職務や待遇などの職場環境にどのような影

響を及ぼしたであろうか。それ以前の状況については、清少納言『枕草子』からうかがうことができる。中宮定子の身の回りの世話をし、側近くに座るのは、「上臈御まかなひに候ひたまひけるままに、近うぬたまへり」のごとく上臈女房であったようだが（一七七段・宮にはじめてまゐりたるころ）、清少納言をはじめとする受領層出身者も定子御前に参集して、同僚同士で会話、もしくは定子が女房に言葉をかけるのが日常風景だったらしい（二五九段・御前にて人々とも、また物仰せらるるついでなどに）。有名な「香炉峰の雪」エピソードは、女房たちが「物語などしてあつまりさぶらふ」とき、定子が香炉峰の雪について問い、清少納言が御簾を高く巻き上げたものである（二八〇段・雪のいと高う降りたるを）。そのほか、清少納言が「廂の柱に寄りかかりて物も言はで候へば」でいると、定子が「物言へ」と命じ（九六段・職におはしますころ）、「廂の柱に寄りかかりて女房と物語などして」いると、定子が書き付けを投げて寄越し（九七段・御方々、君達、上人など、御前に）、頭弁藤原行成からの書き付けを「御前にまゐりて御覽ぜさすれば」、定子が「いみじうをかしげに書いたまへり」と褒めた（二七段・二月、官の司に）。また、清少納言は初出仕の頃、恥ずかしさのあまり定子側の几帳の後ろに控えていると、定子が絵などを取り出して見せてくれ（二七七段・宮にはじめてまゐりたるころ）、定子の妹・原子を「その柱と屏風のものに寄りて、わがうしろよりみそかに見よ」と仰せた（一〇〇段・淑景舎、春宮にまゐりたまふほどの事など）。正暦五年（九九四）の積善寺行啓においては、中宮定子が着座する長押に、上臈女房である中納言の君（右大臣藤原師輔孫）と宰相の君（右大臣藤原顕忠孫）が同座して見物していたところに、定子の意を汲んだ宰相の君が勧め、清少納言も召し上げられた（二六〇段・関白殿、二月二十一日に、法興院の）。長押下の同僚女房から「殿上ゆるさるる内舎人なめり」と擲諭されているように身分秩序をわざと崩した例ではあるが、大臣孫である上臈女房と受領層出身の清少納言とが同座から見物することになったのである⁽¹⁶⁾。

さらに『枕草子』では后宮女房の役得として、「かけまくもかしこき御前をはじめたてまつりて、上達部・殿上人・五位・四位はさらにもいはず、見ぬ人はすくなくこそあらめ」（二二段・生ひさきなく、まめやかに）のごとく、天

皇をはじめ公卿・殿上人・諸大夫などさまざまな身分の男性貴族に会えることをあげる。たとえば、清少納言は「上（一条天皇）の御前にて」、藤原行成は漢詩朗詠が見事なので参議に昇らせず蔵人頭のまままで仕えさせないと残念だと申しあげたところ、天皇は笑つて「さなむ言ふとて、なさじかし」と仰せになった（一五五段・故殿の御服のころ）。また、女房の重要な職務のひとつに「取り次ぎ」があるが、藤原行成はいつも「そのはじめ言ひそめてし人」である清少納言を探し出して取り次ぎを頼んでいる（四七段・職の御曹司の西面の立部のもとにて）。清少納言の自信にあふれた応対ぶりは殿上人の間で評判であつたようで、「清少納言など出であひて、少々の若き人などにも勝りてをかしう誇りかなるけはひを、なほ捨てがたくおぼえて」、殿上人たちが清少納言目当てに皇后定子のもとに連れだつて参上したという（『栄花物語』巻七・とりべ野）。

さて、中宮彰子のもとに上臈女房が多く召し出され、女房集団の身分秩序が厳格化されていくと、職務や待遇をめぐつて女房間に厳然とした格差が設けられることとなつた。取り次ぎの職務について紫式部は、「彰子女房のうち上臈・中臈は引つ込み思案で、とくに上臈はあまりにも弱々しく子どもっぽい様子で、中宮大夫藤原齊信が参上しても応対することはめつたになく、応対に出ても恥ずかしさのあまり満足に受け答えが出来ず、ひたすら姫君のままの振る舞いでいる」と指摘する（『紫式部日記』消息文）。当時、上流貴族子女が出仕することは極めて不名誉で忌避すべきことと認識されていたため、出仕には大きな抵抗をともなつた。それゆえ道長側は上臈女房の出仕時および出仕後に職務および待遇面で格別に配慮する必要があり、取り次ぎなど女房としての従来の職務も強要しなかつた。しかしながら、そうした上臈女房もあくまで女房集団の一員であつたため、外部の男性貴族から職務態度に対する不満の声が起こり、また女房集団でも職務分担および待遇をめぐる軋轢が生じ、内部秩序が動揺し不安定化した。

取り次ぎ役の女房については、中宮御所に参り慣れている公卿が中宮彰子に何かを啓上したい場合は、「おのおの、心よせの人（めいめい鬣肩にしている女房）」に個人的に頼んでおり、自然と昵懇になつているそうした女房が不在の折はつまらなそうに帰つていったという。たとえば大納言藤原実資は、「去夕相_レ逢女房」、（越後守為時女_レ紫式部）、

以「此女」前々令「啓」雜事「而已」(『小右記』長和二年へ一〇一三〇五月二五日条)のごとく、受領層出身女房である紫式部にたびたび取り次ぎを依頼している。ただし、中宮大夫藤原齊信(寛弘六年へ一〇〇九)任権大納言)の場合、下臈のいであふをば、大納言ころよからずと思ひたまふたなれば、さるべき人々、里にまかで、局なるも、わりなき暇にさはるをりをりは、対面する人なくて、まかでたまふときもはべるなり」のごとく、下臈女房が応対することを喜ばず、応対すべき上臈女房が不在だと帰ってしまうこともあったという。すなわち当時はまだ、公卿の多くはそれぞれ臈員にする女房に取り次ぎを個人的に依頼しており、その女房は紫式部など受領層出身の中臈以下の場合もあつたが、公卿の取り次ぎに上臈女房を応対させる例が増えていき、公卿側にもそうした応対を強く望む動きがあらわれ始めるといふ、過渡期にあつた。⁽¹⁷⁾

やがて院政期になると、女房集団に厳格な身分秩序が浸透した結果、女房の職務および待遇に明確な格差が設けられるようになった。取り次ぎに関しても、建春門院(平滋子)の御所では、「人々に会ふ人に中将殿・帥殿・卿殿。つぎの人に三河・大和・少納言・右衛門佐、後には三河はなし。関白殿・右大臣殿・左大将などに冷泉殿・宣旨殿など」のごとく、男性貴族の身分に応じ、取り次ぐ女房の身分も三階層に分かれて応対している(『たまきはる』)。

また、上臈と中臈以下とは、控え場所も厳格に分割された。建春門院御所では、「上臈は、御前に続きたる二間とて、七条殿の二棟に続きたる寢殿の北の廂の西の端なり。人すくなき時はこの二間、多かる折は西の一間を開け合はせて、うち解くるよなく、袖褻うち乱れずつくるひ居たり。中臈より下、これに続きたる台盤所に、同じ様にて候ふ」のように、上臈女房は女院の御座所に続く二間に控えるのに対し、中臈以下はそこに続く台盤所が控え場所とされた。

その控え場所においても、「上臈は局をたてて几帳をさしき。中臈よりは局もたてず、几帳もささざりき」のごとく、上臈と中臈以下では局および几帳の可否により格差が設けられている。なお、女房のうち「今参り」は、幼くして中納言三位の養女として出仕し、上臈の身分を求めたものの許されなかつたが、「上臈の二間にまじり居て、局はたてねど、おして几帳をさしき」のように、上臈の控えの間である二間に混じり、局は立てないが、無理やり几帳で仕切つ

ていたという。かつて白河朝では、齋宮媼子内親王のもとに召し出された殿上人の子女（中臈女房）が幕を引いてお互い見えないようにしていたが、平安末期になると公卿子女の出仕でさえ全く珍しいことでなくなつたため、上臈のみが局および帷帳を許されるようになったのであろう。

さらに中臈以下の女房は、主人と同じ空間から締め出されることになつた。「御所の引き物の内へ上臈ならでまいらず。大和・三河・常陸やうの人々、申べき事などあれば、御縁・広廂に御簾引きかづきてぞ候ひし」のごとく、御所の帳内へは上臈女房のみが参入を許され、大和・三河・常陸といった中臈以下は女院に伝えるべきことがあれば、御縁や広廂で御簾を引きかづつて半身を入れて伺候した。大和らは女房の名寄せに「近く候し人」としてあげられ、「近く慣れ仕ふまつりし」女房であつたが、そうした近習女房であつても上臈以外は、職務上でも主人と同じ空間への出入が制限されたのである。¹⁸⁾

主人と同じ空間から締め出された中臈以下は、もっぱらその空間外での職務を担つた。仁安三年（一一六八）、十二歳の健御前（藤原俊成女）が上臈女房「中納言」として建春門院のもとに初出仕した際、以下のような手順で御前に導かれ目通りを済ませた。「まゐるべきになりけり。心ならずつくるひたてられしかど、いふかひなくあきられつてまゐりたれば、右衛門佐、心寄せの人とて車寄せて、姉の京極殿も居まうけられたりけり。灯明くともして、眉つくりなほしなどする程に、常陸と言ひし、それも幼くて、柳の裯の上摺りたるに広き掛け帯かけて、『とくのぼらせ給へ』と言へば、京極殿具してまゐる。三河にてありけり、白く肥えて思ふ事なげなる若き人、萌黄の匂に、紅梅の薄衣着て、紙燭、『御迎へに』とて来たり。すなわち、右衛門佐が新参の上臈女房である中納言を車寄せまで出迎え、常陸が女院のもとへ早く参上せよとの命を伝え、三河が紙燭を手に迎えに来ている。¹⁹⁾ このあと女院御前で中納言を紹介したのは、上臈女房である異母姉・京極殿であつた。

一方、上臈女房の職務とは、日常は主人の側で身の回りの世話を勤める。建春門院の崩御後、寿永二年（一一八三）二十七歳で八条院（暎子内親王）に再出仕した健御前は、「翌朝より物まゐらせ、御装束まゐらせ、御持仏堂へ歸ら

せおはしませば、又たたみおき、御前にては貝おほひ、将棋さしなど遊び」、のちには「御服・御帳・御几帳などまでも」従事し、崩御の際は「宰相殿と二人、御衣たてまつらせ更へなど」した。

上臈女房は儀式時にも主人の側近くに伺候するほか、女房集団を代表する存在としての役割を差配された。寛治七年（一〇九三）の「郁芳門院（媼子内親王）根合」において、女房の方人二〇名のうち、左方の「春日殿（故参議師兼之女也）」「堀川殿（故大宮右大臣女）」、右方の「三条殿（故中納言能季卿女）」「大納言（当左大臣女）」「小別当（左兵衛督俊実女）」の計五名が上臈女房であるが、「已上（二？）十人之中、上臈五人、是皆院中之英華也、仍所_レ被_二撰定_{一也}」と記されている。「英華」＝高貴な上臈女房が優先して晴儀の役割を担うべきと認識されていたのである。²²

逆に、天喜五年（一〇五七）、藤原師実が奉仕した五節舞姫の介添役として、姉の皇后藤原寛子は、「皇后宮の女房中臈・下臈のきたなげなきどもを出させたまふ。われはと思ふ際のは出させたまはず」のごとく、中臈・下臈の器量の悪くない女房を選び、上臈女房には割り振らなかった（『栄花物語』巻二六・根あわせ）。舞姫の介添役は男性貴族と近しく交流する機会もあったため、²³上臈女房は避ける配慮が主人側からなされたのだろう。

以上のように、彰子が立后し公人とみなされるようになったことを契機として、后宮女房集団の身分秩序の厳格化が開始された。絶対的な政治権力と別格の家格を獲得した道長によって、摂関・大臣・公卿などの子女が半強制的に上臈女房として召し出されたが、やがて出仕への抵抗は薄れて上臈女房が競い合うように参集する。さらに後三条天皇や白河天皇のとくに強い意向で愛児の乳母や女房として高貴な女性が召し出された。その結果、道長政権下から院政期にかけて、女房集団の採用・職務・待遇といった職場環境が変容を遂げ、上臈と中臈以下との間に厳然たる格差が設けられていったのである。

おわりに — 漢才の行方 —

最後に、本稿で考察してきたような女房集団をめぐる職場環境の変容が、女房による漢才発揮および評価に及ぼした影響について論じてみたい。清少納言と紫式部は、定子および彰子の入内時に備えられたのではなく、後に追加採用された女房である。清少納言は出仕後まもなく定子の兄・伊周から、「まだまぬらざりしより、聞きおきたまひける事など、『まことにやさありし』などのたまふに」（『枕草子』一七七段・宮にはじめてまぬりたるころ）と、出仕前の評判の真偽について尋ねられた。また、紫式部は出仕前に夫藤原宣孝と交わした書状を周囲に回覧されている（『紫式部集』三二・三三）。おそらく、それぞれ出仕前から漢才の評判が貴族社会にすでに広まっており、漢才発揮を期待されて女房として召し加えられたものと思われる。両者はしばしば女房文学の担い手として並び称せられ、ともに受領層出身で一条天皇の中宮に仕えた女房であったが、本稿で考察してきたように、両者が女房として身を置いた職場環境は一様ではなかった。

清少納言は女房集団身分秩序の厳格化が図られる以前、家司や受領など諸大夫層出身者を主とする中臈以下の女房が、主人と同じ空間に伺候し、高位の男性貴族とも直接交流することで、漢才を発揮し評価を受けた時期の女房である。中宮定子からの「香炉峰の雪」への即答を同僚女房から感心された逸話や、藤原行成への孟嘗君故事を踏まえた返歌「夜をこめて」が殿上人全員に回覧されたエピソードなど、『枕草子』はまさにこうした時期の職場環境のなかでこそ生み出された作品であった。さらにその漢才により、公卿から「なほ内侍に奏してなさむ」とまで高い評価を受けている。⁽²³⁾

一方、紫式部の出仕時期は、身分秩序の厳格化が開始された直後であり、取り次ぎに当たるべき上臈女房が満足な応対が出来ず男性貴族から不満の声が上がるなど混乱が生じ、女房集団内部でも職務差配や待遇をめぐって秩序が動揺し不安定化している状態にあった。道長は紫式部に墨挟み・墨・筆などを提供して『源氏物語』の書写作業を支援

し、彰子に『白氏文集』新築府を教授していることを知ると漢籍を書写させて彰子に贈るなど、文学活動を支援したことが知られる（『紫式部日記』）。道長が才能豊かな女性を娘の女房として召し集め、文学活動を支援したことが女房文学の興隆につながったという側面は否定できない。ただし同時期に道長側は、摂関・大臣・公卿など上流貴族の子女を半強制的に召し出し、上臈女房として道長子女に奉仕させ、道長を頂点とする男性貴族社会の身分秩序を女房集団に徹底させることを積極的に推進し始めていた。家庭内で本格的な漢籍教育を受けられる環境に恵まれた文人家庭出身者などは、漢文学の知識や教養に恵まれていても多くが中臈以下の女房として出仕するため、しだいに主人と同じ空間から締め出され、天皇や高位の男性貴族との直接的な交流の機会も減少していったと考えられる。

すなわち、道長側からの上臈女房出仕要請、および女房集団内部の身分秩序厳格化にともない、道長政権下から院政期にかけて女房集団の職場環境が徐々に変容を遂げていった結果、女房による漢才発揮および評価の機会や方法も変わらざるを得なかった。もちろん、ほかに様々な文学的要因も指摘できるだろうが、女房集団の変容という多分に政治的な要因が、女房による漢才発揮および評価の行方を大きく左右したことは間違いあるまい。

註

(1)平安中期においては女房集団内部に家格による身分秩序が浸透しきつていないためか、上・中・下臈の別がいまだ明確ではないようであるが、宣旨など公的な役職付女房のほか、おおよそ大臣の子女と孫、および公卿の子女などが該当する（家格による序列化が徹底された時期の『禁秘抄』では、「上臈（中略）大臣女或大臣孫也」「小上臈（中略）公卿女」）。

(2)拙稿「平安貴族社会における女性の階層意識―女房集団秩序の不安定化と再構築―」（古瀬奈津子編『古代日本の政治と制度―律令制・史料・儀式―』同成社、二〇二一年所収）。

(3)阿部秋生『源氏物語研究序説』（東京大学出版会、一九五九年）。なお、中臈・下臈の区分については、家格が細

- 分化・厳格化した後世の例ではあるが、『禁秘抄』に「中臈（中略）侍臣女已下也。諸大夫良家子」「下臈（中略）諸侍・賀茂・日吉社司等女也」と見え、殿上人もしくは諸大夫のうち良家出身者を中臈、それ以下を下臈とする。
- (4) 拙稿「平安貴族社会における女性の漢才と書状」（『お茶の水史学』六三号、二〇二〇年）。
- (5) これ以前の状況については、長徳元年（九九五）に東宮（居貞親王）へ参入した淑景舍女御藤原原子付の女房に関して清少納言が、「織物の唐衣どもこぼれ出でて、相尹の馬頭のむすめ少将、北野宰相（藤原遠度）のむすめ宰相の君などぞ近うはある」（『枕草子』一〇〇段・淑景舍、春宮にまゐりたまふほどの事など）と、御簾から外側にこぼれ出ている織物の唐衣の様子から、女御原子付の上臈女房（少将と宰相はともに右大臣師輔孫にあたる）が伺候しているのだろうと推測している。少なくとも女御の女房については、織物の唐衣は上臈女房が着用すべきものと見なされていたか。
- (6) 『禁秘抄』では、二・三位典侍と大臣子女と孫（上臈）、公卿子女（小上臈）、および内侍（中臈）に織物が許されるとする。なお、建春門院（平滋子）女房の大式（藤原永範女）は、当初は中臈女房として仕えたが、高倉天皇の侍読を勤めた父永範が仁安三年（一一六八）従三位に昇り公卿に列すると、上臈女房とされて織物を着用したという（『たまきはる』「大式殿、一条三位永範が女。もとは中臈なりけるが、父上達部の後織物着る」。以下、『たまきはる』の引用と解釈は、小原幹雄ほか著『たまきはる全注釈』笠間書院、一九八三年に拠る）。
- (7) 『小右記』長和二年（一一一三）七月二二日条。
- (8) 服藤早苗『藤原彰子』（吉川弘文館、二〇一九年）。なお、立后によって公人の立場とされたのにもない、女房三役（宣旨・御匣殿・内侍）も置かれる。
- (9) 彰子の妹たちの入内あるいは東宮参入時も、「大人四十人・童女六人・下仕四人」（妍子、巻八・はつはな）、「大人四十人・童女六人・下仕同じ数なり」（威子、巻一四・あさみどり）、「大人、童女など、さきざきの御参りに異ならず」（嬉子、巻一六・もとのしづく）と見える。なお「童女」については、「古の後は、童女使はせたまは

- ざりけれど、今の世は御好みにて、さまざま使はせたまふ」(巻八・はつはな)と見え、近年の例だという。
- (10) 寛仁二年(一〇一八)の三女・尚侍威子入内時は、「はじめの宮々、摂政殿などに、皆人々こみ参りて、今は、えしもやと思しめしつれど、いづれも恥なき人々多く参りこみたり」のごとく、姉の彰子と姁子や兄頼通のもとに女房たちがすでに大勢出仕しているので今回揃うか心配したが、無事に恥ずかしくない女房を揃えることができたという(巻一四・あさみどり)。
- (11) 藤原繁子(藤典侍・藤三位)は右大臣師輔女で、詮子女房として仕え、一条天皇の乳母とされた。
- (12) 吉川真司「平安時代における女房の存在形態」(同『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年所収。初発表は一九九五年)。
- (13) 以下引用は、新編日本古典文学全集に拠る。
- (14) 藤原教通は和泉式部の娘小式部内侍(彰子女房)、赤染衛門の娘(教通女房)、娘の御匣殿(生子)の乳母、五節舞姫の付添役の女房など(『栄花物語』巻二・後くぬの大將、『赤染衛門集』)、宮々ならびに邸内の女房や乳母たちを愛人としていた。また藤原師実は皇太后宮寛子の女房(源頼国女)などあちらこちらに子どもを産ませていたが、その相手は「やむごとなきにはあらで、さるべきかたちよき名とりたる所どころの中臈の人々なり(高貴な者ではなく、顔だちが美しいという評判の中臈女房たち)」であった(『栄花物語』巻三九・布引の滝)。そのため、藤原道兼女(二条殿の御方)が尚侍威子に上臈女房として出仕した際には、道長子息でさえ容易く近づかせない特別配慮がなされている(『栄花物語』巻一四・あさみどり)。
- (15) 『中右記』永長元年(一〇九六)八月七日条。
- (16) 紫式部も、寛弘六年(一〇〇九)正月の敦良親王五十日祝宴の際、「宮の人々は、若人は長押の下、東の廂の南の障子はなちて、御簾かけたるに、上臈はゐたり。御帳の東のはさま、ただすこしあるに、大納言の君、少少將の君ゐたまへるところに、たづねゆきて見る」のごとく、上臈女房の居所を訪ねて同座で見物しているが(『紫

式部日記」、これは中宮彰子の「記録係」としての職務によるものだろう（古瀬奈津子『撰関政治』シリーズ日本古代史⑥、岩波新書〈新赤版一二七六〉、二〇一一年）。

(17) 後朱雀朝の長久三年（一〇四二）になると、祐子内親王家でも「上達部・殿上人などに対面する人は、定まりたるやう」（『更級日記』）であり、公卿や殿上人に應對すべき女房がおおよそ定まりつつあった。ただし、そうした女房不在時に殿上人の右大弁源資通が訪れたため、菅原孝標女は「ただ折からこそ（臨機応変に対応するのがよい）」と同僚女房とともに應對しており、この頃にはまだ嚴格には固定していなかったらしい。

(18) 『禁秘抄』でも「凡女房上臈・小上臈内侍外、不_レ入_二夜御殿・朝餉内_一」。只中臈渡_二朝餉縁_一。下臈不_レ渡_レ之。下臈不_レ取_二御服_一とあり、夜御殿・朝餉間の内に入れるのは上臈・小上臈および内侍（中臈）のみ。中臈が朝餉間の縁まで運び、下臈は運ばないとある。

(19) 天皇の例でも、『讚岐典侍日記』によれば、堀河天皇の看病に際して、女官のうち上臈の多くは差し支えがあつて出仕しておらず、大式三位と讚岐典侍など三名しかいないため、世話をする人手が欲しい、と記しており、天皇の看病は上臈のみがあたることになっていた。

(20) たとえば、『皇后宮春秋歌合』では、「宮の御前（皇后宮寛子）、大床子の間におはします。上臈たち候ひ給、上の御前（後冷泉天皇）、御直衣にて渡らせ給ふ」（天喜四年〈一〇五六〉四月三〇日）。

(21) 『群書類従』第十三輯・和歌部。

(22) ただし、「御匣殿一人不_レ入。是当時右府（源頭房）之女、右兵衛督雅俊同母之弟也。為_二第一之上臈之上、是又外戚也。依_レ為_二貴重人_一不_レ入云々」のごとく、御匣殿は最上位の上臈女房である上、媼子内親王の外戚（母方の従姉妹）にあたり、高貴すぎるとして方人から外された。

(23) 『枕草子』八六段・宮の五節出ださせたまふに。藤原教通も、「あるところの五節のかしづきにおぼしうつりたりに」（『赤染衛門集』三七〇）と、付添役の女房を愛人に加えている。

- (24) 『枕草子』二八〇段・雪のいと高う降りたるを、一三〇段・頭弁の、職にまゐりたまひて、一〇二段・二月つごもりごろに、風いたう吹きて。
- (25) 建春門院女房の大式（文人藤原永範女）のように註(6)、院政期にも文人家庭出身者が上臈女房として奉仕する例は皆無ではなかつた。